

@久留米市住宅政策課のページに関する利用規約

久留米市外部サービス利用のガイドラインに基づき、住宅政策課(以下「当課」といいます。)が運用する note の利用規約を定めます。

この利用規約は、当課が運用する note を利用するすべての皆さん(以下「利用者」といいます。)に適用されます。内容をご確認いただき、同意の上でご利用ください。

1. コメント等への対応

当 note は、空き家活用に関するニーズの掘り起こし(ニーズの把握)が目的の一つであるため、ニーズ把握に繋がる利用からのコメントに対して、個別対応を行う場合があります。

尚、コメント等への対応については久留米市から委託等を受けた業者(以下「委託受注者」といいます。)が行う場合があります。

当課へのご質問やご意見等は、電話、FAX 又はホームページのお問い合わせフォームからお寄せください。

電話番号：0942-30-9139

FAX 番号：0942-30-9743

問い合わせフォーム：https://www.city.kurume.fukuoka.jp/cgi-bin/form_mail.cgi?n=103

2. 禁止事項について

当 note をご利用いただく際には、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者からのコメントの内容が禁止事項に該当すると判断した場合は、コメントを投稿した人に事前に通知することなく、コメントの削除又はその他の必要な措置を取る場合があります。

- (1)特定の個人、企業、国、地域等を誹謗中傷する内容の掲載
- (2)人種、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、又は差別を助長する内容の掲載
- (3)政治、宗教活動を目的とする内容の掲載
- (4)他社になりすますなど虚偽や事実と異なる内容、及び正否の確認できない噂等の掲載
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容の掲載
- (6)公序良俗に反する内容の掲載
- (7)法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れのある内容の掲載
- (8)著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する恐れのある内容の掲載
- (9)本人の承諾なく、他の利用者又は第三者に関する、住所、電話番号、メールアドレス

ス等の個人情報を特定、開示、漏洩するなど個人のプライバシーを侵害する内容の掲載

(10)有害なプログラム等を含む内容の掲載

(11)他の利用者又は第三者に不利益を与える内容の掲載

(12)その他、当課が不適当と判断する内容の掲載

3. 知的財産権の帰属について

当 note に掲載している個々の情報(文書、写真、イラストなど)に関する知的財産権(著作権、商標件などのすべての権利)は、久留米市又は久留米市以外の原権利者に帰属します。当 note の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。ただし、note の「シェア」機能を使用して掲載することは問題ありません。

4. 免責事項

- (1)当課及び委託受注者は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2)当課及び委託受注者は、利用者が掲載情報を利用又は利用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3)当課及び委託受注者は、利用者のコメントについて、一切の責任を負いません。
- (4)当課及び委託受注者は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5)当課及び委託受注者は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがあります。
- (6)上記の他、当 note に関連して生じたいかなる損害についても、当課及び委託受注者は一切の責任を負いません。

5. その他

当課は、当利用規約を予告なく変更する場合があります。